

山形県地方港湾審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県地方港湾審議会条例(昭和49年3月県条例第26号。以下「条例」という。)第8条の規定により山形県地方港湾審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の招集は、会議開催の場所、日時及び審議事項をあらかじめ委員に通知しておこなう。

(欠席の届出)

第3条 委員は、事故があることにより審議会に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(委員の代理)

第4条 条例第4条第2項第3号または第4号に掲げる者のうちから任命された委員に事故があるときは、当該委員の指名する者がその職務を代理することができる。この場合においては、代理者は代理を証する書面を持参しなければならない。

(議事録)

第5条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長の指名した2人以上が署名するものとする。

(答申)

第6条 審議会のする答申は、書面をもってするものとする。

附 則

この要綱は、平成7年11月14日から施行する。

以上、第15回山形県地方港湾審議会(平成7年11月14日開催)において決定